

売春対策の最近の状況

昭和44年4月

売春対策審議会



3部

1. 本編は、昭和44年4月11日開催した売春対策審議会において、売春対策の最近の情勢についての関係各省庁からの報告をまとめたものである。

したがって、説明の程度及び統計表等に統一をかいている点もあるが、ご了承願いたい。

2. 売春防止法（昭和31年5月24日法律第118号）施行後昭和40年までの状況については、昭和43年5月発行の「売春対策の現況」に詳細に記述されている。

目 次

第 1 章 売春関係事犯の状況	3 頁
第 1 節 売春関係事犯の取締り	3 頁
第 2 節 売春関係事犯の検察	6 頁
第 3 節 売春関係事犯の裁判	13 頁
第 2 章 婦人保護及び補導等の状況	17 頁
第 1 節 婦人保護業務	17 頁
第 2 節 婦人問題相談業務	20 頁
第 3 節 人権擁保機関	21 頁
第 4 節 婦人補導院	24 頁
第 5 節 保護観察	31 頁
第 3 章 性病及び麻薬対策の状況	32 頁
第 1 節 性病の現状	32 頁
第 2 節 最近の麻薬犯罪	34 頁
附 売春対策年表	35 頁

第1章 売春関係事犯の状況

第1節 売春関係事犯の取締り

1. 警察における売春関係事犯の取締りは

- ・ 婦女を管理して売春を行なわせる事犯
- ・ 暴力団の介入する事犯
- ・ いわゆる赤線地区復活の印象を与えるような形態の事犯
- ・ 少女を被害者とする事犯

等の悪質事犯を重点に行なっている。

2. 最近3年間における売春関係事犯の検挙状況をみると、年間約12,000件～約13,000件(10,000人～11,000人)までで、おおむね横ばいの状況にある。これらの事件に関連して取扱った要保護女子は約9,000人～約11,000人に及んでいる。(第1表参照)

3. 違反態様別の検挙では、勧誘事犯が逐年減少しているのに、売春契約、場所提供等の悪質助長事犯は増加の傾向にある。このため、従来、勧誘事犯は検挙総件数の過半数を占めていたのに対し、43年には売春防止法制定以来はじめて助長事犯の検挙件数が過半数を占めたことが注目される。(第1表参照)

第1表 売春関係事犯検挙状況

区 分			41		42		43	
			件数人員	構成比	件数人員	構成比	件数人員	構成比
検 挙	総 件 数		13,030	100	12,204	100	12,558	100
検 挙	総 人 員		11,211	100	10,329	100	10,443	100
勧 誘	件 数		6,657	51.0	6,138	50.3	5,974	47.5
	人 員		6,667	59.4	6,119	59.3	5,980	57.2
周 旋	件 数		2,451	18.8	2,232	18.3	2,444	19.4
	人 員		1,643	14.6	1,473	14.3	1,444	13.8
周旋を除く 助長事犯	件 数		3,922	30.2	3,834	31.4	4,140	33.1
	人 員		2,901	26.0	2,735	26.4	3,019	29.0

4. 売春助長事犯の被害者は、事犯の性質上、旅館業、風俗営業、飲食店営業等の接客業者に多いが、最近の傾向として、深夜飲食店、旅館業、トルコ風呂営業等に売春業、売春の場所提供事犯が増加している。（第2表参照）

第2表 売春助長事犯送致被疑者の職業別状況

年別 区分		41		42		43	
		件数人員	構成比	件数人員	構成比	件数人員	構成比
検 挙 総 人 員		4,430	100	4,176	100	4,261	100
接 客 業	風 俗 営 業	664	15	548	13	456	11
	旅 館 業	897	20	742	18	833	20
	飲 食 店 業	208	5	324	8	390	9.2
	芸 妓 置 屋	127	3	105	3	112	3
	ガイドクラブ トルコ風呂	176	4	199	5	221	5
	小 計	2,072	47	1,918	46	2,012	48.2
そ の 他		784	17	920	22	780	17.8
無 職		1,574	36	1,338	32	1,469	34

5. 売春事犯に介入する暴力団構成員は、各年、送致被疑者の約8～10パーセントを占めているが、違反態様別にみると周旋、いわゆる人身売買、売春業等への介入の割合が高い。（第3表参照）

第3表 暴力団構成員検挙状況

年別 区分		41		42		43	
		件数人員	構成比	件数人員	構成比	件数人員	構成比
検 挙 総 人 員		1,180	100	1,092	100	910	100
周 旋		362	30.7	375	34.3	267	29.3
売 買 契 約		22	1.8	33	3.0	51	5.6
売 春 業		154	13.1	157	14.4	146	16.0
人 身 売 買		196	16.6	185	16.9	179	19.7
そ の 他		446	37.8	342	31.4	267	29.4

6. 検挙被疑者中に占める再犯者は、各年40パーセント台を占めているが、そのなかでも勧誘、周旋事犯被疑者の無職者に多い。（第4表参照）

第4表 売春関係事犯の再犯者の状況

区分	年 別	41		42		43	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
総 人 員		5,415	100	4,369	100	3,951	100
勧 誘		3,854	71.1	2,970	63.8	2,661	67.4
周 旋		811	15.0	694	15.9	617	15.6
売 春 契 約		41	0.8	64	1.5	91	2.3
場 所 提 供		115	2.1	169	3.9	228	5.7
売 春 業		282	5.2	253	5.8	222	5.6
そ の 他		312	5.8	219	5.1	132	3.3

7. 要保護女子の取扱い、僅かではあるが、逐年減少しており、とくに勧誘事犯および少年の要保護女子が減少している。（第5表参照）

第5表 要保護女子の取扱状況

区分	年 別	41		42		43	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
総 人 員		11,022	100	9,601	100	9,320	100
被 疑 者	少 年	386	3.5	313	3.3	238	2.6
	成 人	5,483	49.7	4,507	46.9	4,066	43.6
被 害 者	少 年	1,201	10.9	1,052	11.0	781	8.4
	成 人	3,952	35.9	3,729	38.8	4,235	45.4

8. 検挙事例からみた主な傾向は、次のとおりである。
- 売春事犯は、依然温泉地、観光地、都市の盛り場に多い。
 - 接客業者、暴力団構成員、タクシー運転者等が結託した組織的事犯が多い。
 - 売春の形態が、「コールガール」「ガイド、ステッキクラブ等」、「トルコ売春」「タクシー受け」あるいは「セット制売春」等依然として多様である。
 - 売春の手口が巧妙になるとともに非常警報装置、隣家への抜け穴を設け

るなどの対警措置を講ずるものがみられる。

第2節 売春関係事犯の検察

1. 売春事犯の動向

(1) 概況

売春防止法の全面施行（昭和33年4月1日）以後昭和43年末までにおける同法違反事件の動向を概観すると第6表のとおりで、全国検察庁における受理人員は、昭和34年の18,555人を最高に以後漸減の傾向を示し、昭和43年は7,893人となつている。しかしながら、この種事犯はその手段が巧妙化し、密行化していることなどから考えると相当数の事犯が存在しているものと思われ、単に受理人員の減少がそのまま事犯の実態を現わしているとは速断できないものがある。

(2) 罪種別動向

ア. 5条違反

この種事犯は、昭和33年の法施行以来つねに違反総数の大半を占め、例年総受理人員の約70%前後に及んでいる。年次別にその数を概観すると第7表のとおり、構成比では昭和36年の73.6%を最高としてその後低下の傾向を示し、また、実人員では昭和34年を最高としてその後逐年減少している。法施行直後（昭和33年4月から同34年3月末まで）の1年間の受理人員（11,234人）と対比すると、昭和43年（同年1月1日から12月末日まで）は62%の減少となつている（受理人員のもつとも多かつた昭和34年と対比すると68%の減少である）。しかしながら、現在なお相当数の売春婦が潜在していることは容易に推測でき、売春事犯に対する取締り体制の強化と売春婦の保護更生措置をはからなければならないことはいうまでもない。

5条違反者の最近の傾向としては、常習累犯化をあげることができる。たとえば、昭和43年中に東京地方検察庁の更生保護相談室が取り扱つた同条違反の売春婦について調査した結果によると、取扱い総人員1,013人中検挙前歴のない者は317人であつて、68.6%にあたる686人は同種事件の検挙歴をもつている。

第6表 罪名別通常受理人員年次比較

年次	昭和33年 (33年4月) (34年3月)											
	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43		
勸誘等 (5条)	(100) 11,234	(105) 11,805	(91) 10,220	(81) 9,124	(71) 7,970	(65) 7,318	(62) 7,020	(53) 5,918	(43) 4,869	(38) 4,312		
周せ人等 (6条)	(100) 2,883	(74) 2,131	(67) 1,943	(58) 1,662	(52) 1,487	(58) 1,682	(59) 1,689	(56) 1,628	(51) 1,478	(50) 1,429		
売春をさせる契約 (10条)	(100) 259	(93) 242	(60) 155	(58) 150	(68) 177	(53) 137	(60) 155	(57) 147	(80) 207	(105) 271		
場所提供 (11条)	(100) 2,385	(57) 1,370	(43) 1,024	(43) 1,027	(35) 838	(43) 1,028	(40) 961	(47) 1,117	(34) 808	(41) 978		
売春をさせる業 (12条)	(100) 983	(55) 544	(52) 514	(56) 555	(71) 697	(78) 764	(77) 757	(91) 890	(86) 844	(87) 852		
その他 (7.8.9.13条)	(100) 68	(57) 39	(51) 35	(40) 27	(57) 39	(93) 63	(100) 68	(91) 62	(72) 44	(75) 51		
計	(100) 17,812	(91) 16,131	(78) 13,891	(70) 12,545	(63) 11,208	(62) 10,992	(60) 10,650	(55) 9,762	(46) 8,250	(44) 7,893		

(注) 通常受理人員とは、検察官直受認知、および司法警察職員からの送致をいう。以下同じ。

第7表 第5条違反者の年度別通常受理人員および構成比

年 度	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
勸誘等 （5条）	11,234	13,381	11,805	10,220	9,124	7,970	7,318	7,020	5,918	4,869	4,312
構 成 比	63.0	72.1	73.2	73.6	72.7	71.1	66.6	65.9	60.6	59.0	54.6
人 員	6,578	5,174	4,326	3,671	3,421	3,238	3,674	3,630	3,844	3,381	3,581
そ の 他											
構 成 比	37.0	27.9	26.8	26.4	27.3	28.9	33.4	34.1	39.4	41.0	45.4
人 員	17,812	18,555	16,131	13,891	12,545	11,208	10,992	10,650	9,762	8,250	7,893
計											

イ。助長事犯

法施行後売春関係業者は、転廃業によつて形式的には消滅した。しかし、旧業者のなかには、なお依然として売春助長事犯を犯しているものも相当数みられる。また、従来から売春業および売春関係事犯は、暴力団組織と密接な関係にあつたと認められるが、法施行以後も依然として暴力団あるいは暴力団構成員と結びついて行なわれている事例が相当数みられた。

最近その形態がますます悪質巧妙化しているので、捜査当局もとくに意を用いているところである。

つぎに、助長事犯について数的動向をみると第6表のとおりであつて、助長事犯全体では昭和34年以降昭和38年までは減少傾向にあつたが、昭和39年に若干増加を示し、以後横ばい傾向にある。(第7表参照)

上の助長事犯のなかでとくに売春をさせる契約(第10条)、場所提供(第11条)、売春をさせる業(第12条)にあつては、法施行後ほとんど横ばい傾向にあることをかんがみると、今後の動向については十分な監視を要する。

(3) 処理状況

検察庁における売春事犯の処理状況は第8表のとおりで、昭和33年の処理状況と比較してみると起訴率(とくに公判請求率)は逐年上昇し、昭和43年は65.1%(公判請求率は45.1%で最高を示す)を示している。

なかんずく、第5条違反の罪については、前述のように累犯者が増加しているため、処分は厳格になつてきていると考えられ、第9表のとおり、起訴率とくに公判請求率の上昇となつて現われており、さらに科刑においても実刑言渡率の上昇をみている(第11表参照)。

次に、助長事犯に対する処分をみると、第10表のとおり起訴率は75%前後の高率を示しており、嚴重なる処分が行なわれていることが知られる。

ちなみに昭和43年における道路交通事犯を除く特別法犯の起訴率は62.7%刑法犯は66.7%となつている。

第 8 表 売春事犯年度別処理人員調べ

区分 年次	通常受理 人 員	起 訴			不 起 訴			起訴率 %
		公判請求	略式命令 請求	計	起訴猶予	その他	計	
33 年	17,812	2,558	6,057	8,615	6,865	386	7,251	54.3 (29.7)
34	18,555	2,717	6,904	9,621	7,624	292	7,916	54.9 (28.2)
35	16,131	2,645	5,598	8,243	6,323	372	6,695	55.2 (32.1)
36	13,891	2,790	4,922	7,712	5,413	256	5,669	57.6 (36.2)
37	12,545	2,395	4,239	6,634	4,756	356	5,112	56.5 (36.1)
38	11,208	2,300	3,715	6,015	4,120	218	4,338	58.1 (38.2)
39	10,992	2,537	4,357	6,894	3,620	245	3,865	64.1 (36.8)
40	10,650	2,698	4,266	6,924	3,009	201	3,210	68.3 (39.0)
41	9,762	2,823	3,392	6,215	2,925	216	3,141	66.7 (45.4)
42	8,250	2,293	2,793	5,086	2,612	199	2,811	64.4 (45.1)
43	7,893	2,239	2,728	4,967	2,489	170	2,659	65.1 (45.1)

(注) () 内は公判請求率である。

$$\text{起訴率} = \frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$$

$$\text{公判請求率} = \frac{\text{公判請求人員}}{\text{公判請求人員} + \text{略式請求人員}} \times 100$$

第 9 表 第 5 条違反者に対する起訴状況調べ

年 度	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
起訴人員	3,809	5,779	5,266	4,748	4,158	3,741	3,829	4,275	3,397	2,609	2,346
起訴率(%)	43.0	46.4	48.0	50.1	48.9	50.6	56.1	63.8	60.7	56.3	55.9
公判請求人員	638	1,040	1,235	1,379	1,182	1,016	1,127	1,289	1,316	967	785
公判請求率(%)	14.4	18.0	23.4	29.0	28.4	27.2	29.4	30.2	38.7	37.1	33.5

第10表 助長事犯年度別罪名別起訴率調べ

年度 罪名	33年 (33.4~ 34.3)	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
周旋等 (6条)	83.1	83.1	83.5	81.8	82.0	85.6	87.5	84.9	84.5	83.3	80.1
売春をさせる 契約(10条)	80.1	75.6	76.6	75.1	78.9	84.2	80.3	81.4	84.6	82.9	88.8
場所提供 (11条)	62.8	62.2	60.1	66.0	66.1	63.2	71.0	68.6	61.7	69.5	69.1
売春をさせる業 (12条)	79.6	78.5	77.1	76.0	77.0	73.9	65.7	71.6	70.4	69.0	76.9
その他 (7.8.9.13条)	38.5	41.5	50.0	40.0	66.7	64.7	59.3	61.5	61.0	68.0	44.4
計	74.9	75.0	74.9	75.5	76.3	76.7	78.0	77.1	75.0	76.2	76.4

(4) 第一審裁判結果

法施行以来の売春事犯の通常第一審裁判結果をみると、第11・12表のとおりであつて、最近は法施行当時と比較し懲役刑の言渡しが多い。

また、それに伴つて執行猶予言渡率も昭和33年の81.7%が昭和43年は73.5%に低下している。なお、第11表によると昭和34・35年に比し、近年補導処分の言渡し人員が減少している。これは前述のように、累犯売春婦の増加により実刑言渡率の増加によるものと思われる。

第11表 通常第一審裁判結果(勧誘等)

区分 年度	言渡総数	懲役総数	実刑	補導処分に 付されたも も	懲役総数中執 行猶予人員の 占める比率%	罰金総数
33年	554	407	27	(33.7) 137	93.4	144
34	936	728	81	(43.4) 316	88.9	195
35	1,231	1,105	120	(41.4) 457	89.1	118
36	1,274	1,181	210	(36.0) 425	82.2	90
37	1,203	1,132	251	(30.0) 340	77.8	64
38	1,005	918	234	(28.5) 262	74.5	81
39	1,152	1,038	228	(26.3) 273	78.0	109
40	1,216	978	255	(27.7) 271	73.9	232
41	1,303	1,068	290	(23.2) 237	72.9	225
42	1,147	968	284	(17.5) 166	70.7	172
43	805	717	205	(17.6) 126	71.4	89

(注) ()内の数字は懲役言渡し総数に対する比で%である。

第12表 通常第一審裁判結果（主な助長事犯）

区分 年度	言渡総数			懲役総数			実刑			罰金		
	周旋等	場所の提供	管理売春	周旋等	場所の提供	管理売春	周旋等	場所の提供	管理売春	周旋等	場所の提供	管理売春
33年	529	332	440	342	291	425	(74.6) 87	(84.2) 46	(75.1) 106	187	36	13
34	687	408	448	524	345	434	(69.7) 159	(85.8) 49	(76.3) 103	160	60	13
35	697	339	444	577	308	423	(62.6) 216	(83.8) 50	(80.1) 84	112	29	13
36	607	263	375	552	245	368	(59.1) 226	(89.0) 27	(83.7) 60	54	18	5
37	493	218	411	450	203	404	(59.1) 184	(87.2) 26	(74.5) 103	39	15	4
38	428	225	439	382	209	434	(58.1) 160	(89.0) 23	(79.7) 88	41	5	—
39	556	274	479	500	252	470	(56.6) 217	(99.1) 23	(83.0) 80	52	21	18
40	500	243	518	452	129	512	(58.0) 190	(82.9) 22	(77.9) 113	45	10	—
41	470	282	577	411	262	564	(49.2) 211	(83.2) 44	(73.0) 152	53	20	8
42	505	202	563	456	197	559	(48.7) 176	(87.8) 24	(80.0) 112	48	8	—
43	395	238	569	359	228	565	(53.5) 167	(92.5) 17	(80.5) 110	35	8	3

(注) 1. 34年1月～3月の数は両欄に重複して計上してある。

2. 実刑欄の()内は執行猶予率である。

2. 更生保護相談室の運用状況

更生保護相談室が開設された昭和33年4月以降昭和43年までの間の同相談室の運用状況は、第13表のとおりである。

すなわち、売春防止法第5条違反の罪を犯した婦女子について全国更生保護相談室で相談、調査を行なった人員は、法施行直後である昭和34年の9,575人を最高に逐年減少し、昭和43年には2,346人となっている。

つぎに同相談室において、更生保護措置をとつたものについてその内容をみると入所入寮指導がもつとも多く、昭和43年では641人（総措置数の約24%）、次いで社会資源へのあつ旋555人（同21%）、更生指導526人（同20%）、性病治療等のための入院326人（同12%）、その他54

人（同1.6％）の順となつている。また、本人に更生の意思がなく、相談拒否等のため保護措置をとることができなかつた者が8人となつている。

このほか、更生保護相談室のあることを知つてみずから相談にきた者についてみると第14表のとおりである。

第13表 更生保護相談室において保護措置をした人員

（昭和33年～昭和43年）

本人の自発意思によるもの

措置 区分 年度	保 護 措 置 の 内 容						
	受理人員	帰宅指導	入所入寮指導	更生指導	社会資源	入 院	その他
33年	102	15	7	34	25	2	19
36	39	14	12	9	5	1	4
37	84	22	26	34	16	2	1
38	104	22	34	48	12	—	1
39	123	13	23	66	23	1	4
40	81	1	26	51	4	3	—
41	145	29	22	55	41	6	1
42	155	19	41	50	52	—	—
43	174	3	38	103	32	—	—

第14表 更生保護相談室において保護措置をした人員調

（昭和33年～昭和43年）

—— 検察官の指示によるもの ——

措置 区分 年度	保 護 措 置 内 容								
	受 理 人 員	帰 住 指 導	入 所 入 寮 指 導	更 生 指 導	社 会 資 源	入 院	保 護 措 置 不 能	そ の 他	保 護 措 置 不 要
33年	7,788	1,450	914	3,172	732	940	500	80	—
36	7,133	767	945	1,279	2,037	391	21	85	1,675
37	6,043	642	1,067	1,229	1,406	114	38	127	1,458
38	5,553	430	1,183	1,873	964	121	8	179	806
39	4,898	301	1,083	747	1,635	295	28	173	658
40	4,478	206	989	1,261	765	230	55	54	931
41	3,384	183	683	1,135	530	291	19	43	758
42	2,858	151	633	771	556	323	7	42	630
43	2,346	124	641	526	555	326	8	42	440

備考 昭和33年は同年4月から翌34年3月までの1年間の数字が計上されている。

第3節 売春関係事件の裁判

1 第一審における売春防止法違反事件

最近5年間の売春防止法違反事件の裁判の動向について概観すると第15表のごとく、昭和40年を頂点とし、公判手続きで処理された人員も、略式手続きによつて処理された人員も、ともに漸減傾向にある。この処理人員を罰条別にみると、法5条違反（売春の勧誘等）が圧倒的に多く、以下法6条違反（売春の周旋等）、法11条違反（売春の場所提供）、法12条違反（管理売春）となつている。

第15表 売春防止法違反事件（第一審）年度別・公判略式別・罰条別処理人員表

年度	公判 略式	5条 (勧誘等)	6条 (周旋等)	7条 (売春の 困惑等)	8条 (収受等)	9条 (前貸等)	10条 (契約 売春等)	11条 (場所 提供)	12条 (管理 売春等)	13条 (資金 提供等)	その他	計
38年	公判	843	349	4		1	84	212	378	5	11	1,887
	略式	2,507	571	2		10	16	213	11	2		3,332
39年	公判	937	405	6	2		53	201	392	6		2,002
	略式	2,943	773	6		1	16	311	2	1		4,053
40年	公判	1,162	386	5	4		45	217	507	6	9	2,341
	略式	2,744	693	38	1		20	290				3,786
41年	公判	1,179	369	6			54	241	496	12	7	2,364
	略式	1,820	679	20		1	36	271	10	1		2,838
42年	公判	805	286	3			78	186	507	15	7	1,887
	略式	1,408	742	9	1	1	27	258	6	2		2,454
計	公判	4,926	1,795	24	6	1	314	1,057	2,280	44	34	10,481
	略式	11,422	3,458	75	2	13	115	1,343	29	6		16,463

売春防止法違反事件の60%強を占める法5条違反者のみの量刑について考察すると、第16表からもうかがえるごとく、有罪人員のうち罰金刑に処せられた者の割合が減少し、懲役刑に処せられた者が逐年上昇していること、また懲役刑に処せられた者の執行猶予率が年を追つておおむね低下し、実刑言渡しが上昇傾向にあることが目をひく。（第17表参照）

第16表 年度別・科刑別処理人員表（5条関係）

科 刑 年 度	罰 金						懲 役						そ の 他	総 計				
	五千円未満	五千円以上	一万円以上	二万円以上	三万円以上	五万円以上	十 万 円 以 上	小 計	三月未 満	三月以 上	六 月 以 上	一 年 以 上			二 年 以 上	三 年 以 上	五 年 以 下	小 計
38年	773	1,388	407	9	3	1		2,581	(8) 14	(129) 522	(59) 213	(18) 18	1			(214) 768	1	3,350
39年	675	1,625	703	31	31			3,065	(7) 14	(114) 513	(58) 272	(4) 15	(1)			(184) 815		3,880
40年	546	1,587	783	39	23			2,978	(7) 14	(151) 544	(88) 368	(1)	2			(247) 928		3,906
41年	339	1,132	510	40	17		1	2,039	(17) 33	(169) 577	(81) 345	(4) 5				(271) 960		2,999
42年	186	826	493	12	5			1,522	(3) 12	(129) 441	(71) 237	1				(203) 691		2,213
計	2,519	6,558	2,896	131	79	1	1	12,185	(42) 87	(692) 2,597	(357) 1,435	(27) 41	(1) 2			(1,119) 4,162	1	16,348

(注) 1. 懲役刑と罰金刑とが併科された場合は、懲役刑欄のみ計上した。
2. 懲役刑については実刑を（ ）内に内数として示した。

第17表 年度別懲役刑の執行猶予率表（5条関係）

年 度	38年	39年	40年	41年	42年	計
懲 役 刑	768	815	928	960	691	4,162
うち 執行猶予	214	184	247	271	203	1,119
執行猶予率	554	631	681	689	488	3,043
執行猶予率	72.1	77.4	73.4	71.8	70.6	73.1

つぎに、法5条違反によつて懲役刑の執行を猶予された者に対して、どの程度補導処分、保護観察等が活用されているかをみると、第18表から補導処分の言渡しは漸減傾向にあることがうかがえる。その原因は明らかでないが、恐らく前記のごとく法5条違反事件の処理件数が逐年減少していること、実刑相当の事犯が逐年上昇していることも、その一因となつていゝと考えられよう。

第18表 年度別・売春防止法第5条違反者の執行猶予言渡処遇別調査表

年度	内訳	執行猶予言渡総数	補導処分	保護観察付	執行猶予のみ
38年		554	200 (36.1)	168 (30.3)	186 (33.6)
39年		631	225 (35.7)	216 (34.2)	190 (30.1)
40年		681	235 (34.5)	210 (30.8)	236 (34.7)
41年		689	197 (28.6)	357 (51.8)	135 (19.6)
42年		488	129 (26.4)	177 (36.2)	182 (37.2)
計		3,043	986 (32.4)	1,128 (37.1)	929 (30.5)

2. 家庭裁判所における売春防止法違反事件

家庭裁判所の少年事件の關係についてみると、第19表は家庭裁判所で取扱つた売春防止法違反事件の少年の年令別状況であるが、最近は、やや総人員の減少傾向がみられ、また、従来16才・17才のいわゆる中間少年の増加が指摘されたが、昭和42年に関する限り、18才・19才のいわゆる年長少年の割合が全体の64.7%と、前年より5.1%の上昇を示していることが注目される。

第19表 売春關係少年保護事件年令三区分別表

年度別	総数		14才未満		年少少年 (14才・15才)		中間少年 (16才・17才)		年長少年 (18才・19才)		20才以上	
	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率
38年	737	100.0	—	—	43	5.8	203	27.5	488	66.3	3	0.4
39年	583	100.0	3	0.5	59	10.1	222	38.1	295	50.6	4	0.7
40年	611	100.0	—	—	23	3.8	222	36.3	365	59.7	1	0.2
41年	654	100.0	—	—	30	4.6	234	35.8	390	59.6	—	—
42年	485	100.0	—	—	11	2.3	160	33.0	314	64.7	—	—

(注) 本表は「司法統計年報」によるもので、年令は行為時年令である。

第20表 売春関係少年保護事件終局区分別表

年度別	総 数		検 察 官 送 致		保 護 処 分		不 開 始	不 処 分	移 送 回 付 併 合											
	人員	比率	法20,23	人員比率	総 数	人員比率				教 護 院 等 送 致	人員比率									
38年	737	100.0	9	1.2	5	0.7	235	31.8	145	19.6	2	0.3	88	11.9	152	20.6	161	21.8	175	23.7
39年	583	100.0	5	0.9	5	0.9	224	38.5	127	21.8	—	—	97	16.6	81	13.9	120	20.6	148	25.4
40年	611	100.0	21	3.4	2	0.3	245	40.1	149	24.4	—	—	96	15.7	73	11.9	99	16.2	171	28.0
41年	654	100.0	29	4.4	3	0.5	238	36.4	150	22.9	—	—	88	13.5	83	12.7	129	19.7	171	26.1
42年	485	100.0	29	6.0	5	1.0	174	35.9	115	23.7	—	—	59	12.2	65	13.4	99	20.4	112	23.1

(注) 本表は「司法統計年報」によるものである。「移送・回付・併合」欄の()内は知事・児童相談所長送致で外数である。

第21表 児童福祉法第34条1項6号違反事件終局区分別表
(少年法第37条による少年の福祉を害する成人の刑事事件)

年度別	総 数		懲 役		罰 金		無 罪		免 訴		公 訴 棄 却		そ の 他	
	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率
38年	69	100.0	54	78.3	12	17.4	—	—	—	—	1	1.4	2	2.9
39年	79	100.0	42	53.2	33	41.8	—	—	—	—	2	2.5	2	2.5
40年	65	100.0	51	78.5	7	10.7	—	—	—	—	2	3.0	5	7.7
41年	67	100.0	53	79.1	8	11.9	—	—	—	—	1	1.5	5	7.5
42年	76	100.0	62	81.6	14	18.4	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表は「司法統計年報」によるものである。児童福祉法第34条1項6号とは「児童に淫行をさせる行為」である。
2. 「その他」とは、移送・併合等である。

処分結果別にこれをみると、第20表のとおりであり、刑事処分相当として検察官へ送致された事件の割合がやや増加している他は、ここ数年とくに目立つた傾向もうかがわれない。

なお、参考までに少年法 37 条による少年の福祉を害する成人の刑事事件のうち児童福祉法 34 条 1 項 6 号のいわゆる「児童に淫行をさせる行為」に当たるとして起訴された成人の事件をみると、例年 70 人前後となっており、その量刑状況等とくにとりたてて述べるほどの傾向はうかがわれない。(21 表 参照)

第 2 章 婦人保護及び補導等の状況

第 1 節 婦人保護業務

1. 婦人相談所

婦人相談所は、各都道府県に 1 カ所計 46 カ所が設置されているが、このうち東京都においては分室 2 カ所（立川及び台東）を設置している。

婦人相談所は、要保護女子に対する相談、判定、指導、収容保護及び社会環境浄化に必要な啓蒙活動等を実施しているが、最近においては、特に啓蒙活動を重点とし巡回相談を実施するところが多くなっている。

婦人相談所における受付状況は、第 22 表のとおりほぼ横ばいであるが、これを地域別にみると 8 大都道府県の受付件数がほぼ全体の半数を占め、大都市に婦人保護事業の必要が高いことを示している。

第 22 表 婦人相談所受付状況

区分	年度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43.8月 まで
総 数		16,075	17,334	19,060	17,890	18,302	18,856	19,457	17,253	17,433	6,689
8 大都道府県		9,257	8,985	10,295	9,577	10,218	10,326	11,188	8,034	9,177	3,313
その他の県		6,816	8,349	8,765	8,313	8,084	8,530	8,269	9,219	8,256	3,376

(注) 8 大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

2. 婦人相談員

婦人相談員は福祉事務所駐在等により、地域内の要保護女子の発見及びその相談、指導を行なっており、現在第 23 表のとおり 485 名が設置されている。

婦人相談員の受付状況をみると第 24 表のとおり年々増加しているおり、相談員の活動を活発化していることがうかがわれる。因に、婦人相談員 1 人当たり

年間受付件数をみると昭和36年度から38年度までの3カ年平均が73.8件であるのに対し、昭和42年度は98.8件と著しく増加している。

第23表 婦人相談員設置状況

昭和34年7月末現在	454名
昭和35年	456名
昭和36年	469名
昭和37年	469名
昭和38年	475名
昭和39年	481名
昭和40年	483名
昭和41年	488名
昭和42年	485名
昭和43年	485名
昭和43年の設置主体別内訳	
都道府県設置（義務設置）	226名
市設置（任意設置）	160市 216名
特別区設置（任意設置）	23区 43名
計	485名

第24表 婦人相談員受付状況

区分	年度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43.8月 まで
総 数		23,175	26,800	31,189	36,381	36,727	40,247	44,570	47,271	47,913	19,755
8大都道府県		11,616	12,866	15,073	19,369	18,299	19,164	21,054	22,878	22,093	9,178
その他の県		11,559	13,934	16,116	17,012	18,428	21,083	23,516	24,393	25,820	10,577

(注) 8大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

3. 婦人保護施設

婦人保護施設は、昭和43年度末現在63施設が設置されており、その収容定員は2,244名である。

施設の設置及び経営主体別内訳は、第25表のとおりである。なお、同表の法人等設置・同経営の15施設のうちには、婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村」（定員100人）が含まれており、知能程度の低い要保護女子の収容保護に当たっている。

第25表 婦人保護施設設置状況

昭和34年度末現在	66 施設
昭和35年度 "	66 "
昭和36年度 "	66 "
昭和37年度 "	65 "
昭和38年度 "	65 "
昭和39年度 "	64 "
昭和40年度 "	64 "
昭和41年度 "	64 "
昭和42年度 "	64 "
昭和43年度 "	63 "
昭和43年度の設置・経営主体別内訳	
都道府県設置・同経営	33 施設
" 法人等経営	13 "
法人等設置・同経営	15 "
市設置・同経営	2 "
計	63 "

4. 婦人保護事業の問題点

(1) 売春経歴のない者の増加傾向(第26表参照)

第26表 売春歴有無別取扱状況

(1) 婦人相談所

年度 売春歴	40			41			42		
	計	8 大都 道府県	その他 の 県	計	8 大都 道府県	その他 の 県	計	8 大都 道府県	その他 の 県
総 数	25,830 (100.0)	13,415 (100.0)	12,415 (100.0)	21,373 (100.0)	9,952 (100.0)	11,421 (100.0)	17,433 (100.0)	9,177 (100.0)	8,256 (100.0)
売 春 歴 有	10,793 (41.8)	8,440 (62.9)	2,353 (18.9)	7,254 (33.9)	5,423 (54.5)	1,831 (16.0)	6,330 (36.3)	4,774 (52.0)	1,556 (18.9)
売 春 歴 無	15,037 (58.2)	4,975 (37.1)	10,062 (81.1)	14,119 (66.1)	4,529 (45.5)	9,590 (84.0)	11,103 (63.7)	4,403 (48.0)	6,700 (81.1)

(2) 婦人保護施設(各年5月1日現在)

年度 売春歴	40			41			42		
	計	8 大都 道府県	その他 の 県	計	8 大都 道府県	その他 の 県	計	8 大都 道府県	その他 の 県
総 数	1,275 (100.0)	703 (100.0)	572 (100.0)	1,177 (100.0)	650 (100.0)	527 (100.0)	1,156 (100.0)	611 (100.0)	545 (100.0)
売 春 歴 有	365 (28.6)	208 (29.6)	157 (27.4)	359 (30.5)	193 (29.7)	166 (31.5)	319 (27.6)	189 (30.9)	130 (23.9)
売 春 歴 無	910 (71.4)	495 (70.4)	415 (72.6)	818 (69.5)	457 (70.3)	361 (68.5)	837 (72.4)	422 (69.1)	415 (76.1)

(2) 高年齢者の増加傾向

(3) 低知能者の増加傾向（第27表参照）

第27表 婦人保護施設収容者の知能程度

知能指数(IQ)	年	41	42	43
総 数		1,130 (100.0)	1,110 (100.0)	1,079 (100.0)
29以下		18 (1.6)	14 (1.3)	27 (2.5)
39 ～ 49		177 (15.6)	195 (17.6)	213 (19.7)
50 ～ 69		317 (28.1)	327 (29.5)	329 (30.4)
70 ～ 99		523 (46.3)	492 (44.3)	454 (42.1)
100以上		95 (8.4)	82 (7.3)	56 (5.3)

(4) 婦人保護施設の効率的な活用の促進

第2節 婦人問題相談業務

婦人少年室婦人問題相談員は、婦人少年室が行なっている売春問題をはじめとする各般の婦人問題についての相談業務を援助する目的で設置されたもので現在全国各婦人少年室に1名ずつ配置されている。これら婦人問題相談員には婦人問題に関し深い関心と識見をもった婦人があつており、地域において婦人少年行政を援助する目的で設置された婦人少年室協助員の積極的な協力を得ながら常時、婦人の転落防止に、あるいは家庭の問題子女の教育、職場の人間関係、近隣との問題、農村婦人問題等各般の婦人問題の相談活動に従事している。

婦人少年室において婦人問題相談員が婦人少年室協助員の協力のもとに取り扱つてきた婦人問題相談業務をふりかえつてみると、その内容は売春問題の動きとともにかなりの消長がみられる。

すなわち、婦人少年室婦人問題相談員の制度が始められた昭和31年は、それまで多年にわたつた婦人団体等、民間団体の活動がみのり、売春防止法の成立をみた年であり、この2年後の同法の完全施行までの間に、全国の売春業者の転廃業およびおびただしい数の赤線地域の従業婦の保護更生問題を解決しな

ければならない時期であつたため、当初の婦人問題相談業務は売春問題に集中し、設置直後の1年間に取扱った相談件数は5,000件をこえ、そのうち3,000件は売春問題であつた。売春防止法の制定にともなつて要保護女子に対する保護更生施設、相談施設が、法にもとづいて設置されることになつたがこのように売春防止法が成立したばかりで、まだその整備をみていないときに婦人問題相談員および婦人少年室協助力員は率先して従来から婦人少年室が行なつていた相談業務を援助し、身売りの防止、前借金の始末、更生のための就職の援助など、目ざましい活動を行なつたのであつた。その後、政府の施設も次々に整備され、従業婦の更生問題も次第に落ちついたが、これにともなつて、婦人問題相談員および婦人少年室協助力員のとりあつかう相談の内容も従業婦の更生問題よりは転落の未然防止および広く一般婦人問題に比重が増してきている。すなわち、家庭経済の困窮、嫁姑の不和、社会保障の適用に関する相談、婦人団体の組織活動、未亡人問題、労働者家族問題、結婚に関する諸問題、内職問題、主婦の就労に関する問題等現在そのあつかつている相談内容はきわめて多種多様である。殊に最近は子供の保育・教育に関する問題や農村出稼ぎ留守家庭等の相談の増加が目立つている。

第3節 人権擁護機関

1. 機構とその活動状況の概況

国民の基本的人権の擁護を直接唯一の目的として、昭和23年2月15日当時の法務庁内に人権擁護局が新たに設けられた。その下部機構として、同24年6月全国8カ所（東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松）の法務局に人権擁護部が、同25年7月全国41カ所（法務局以外の県庁所在地と北海道に3カ所一函館、旭川、釧路）の地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられた。このほか、国民の基本的人権の擁護あるいは人権思想の普及高揚をはかるについては、広く民間人の協力を得る必要があるところから、昭和23年人権擁護委員制度が設けられた。人権擁護委員は法務大臣が委嘱し、その定数は人権擁護委員法によつて2万人までとされているが、実員は昭和44年1月1日現在9,227人である。

人権擁護局と人権擁護委員（以下両者を一括して「人権擁護機関」という）

とは、相互に密接な連絡を保ちながら、人権思想の普及高揚、人権相談、人権侵犯事件の処理、貧困者に対する訴訟援助等の職務を遂行している。人権擁護機関は、その発足以来、売春または人身売買をめぐる人権侵犯をとくに重視し積極的にこれを取りあげて被害者の救済に努めるとともに、人権に関する啓発活動の重点目標として「売春防止」を強調したこともあつた（昭和31年、32年）。しかし、昭和31年売春防止法の制定以降、売春に対する取締りや婦人の保護更正の体制が整備されるに伴い、人権擁護機関の取り扱う人権侵犯事件のうち、売春または人身売買に関するものは急激に減少し、昨今では年間の受理件数は数件を算える程度となつている。

2. 人権相談を通じてみた売春および人身売買問題

人権擁護機関は、人権問題に関し国民の相談に応ずるため、法務局、地方法務局内に常設相談所を設置しているが、このほか、随時市町村役場、公民館および百貨店等で特設相談所を開設している。人権相談件数は、昭和35年に10万件を超え、その後も年々1万件ないし3万件近く増加の傾向にあるが、売春または人身売買に関する相談件数は、逆に年々減少している（第28表参照）。

第28表 人権相談事件統計表

年度	件数	全 件 数	売春・人身売買関係件数
昭和35年		102,897	96
36		113,932	68
37		125,202	51
38		141,154	27
39		162,141	23
40		189,988	11
41		193,407	10
42		206,496	10
43		231,268	9

その相談の内容は、雇主との間の金銭（前借金）問題、荷物の引渡し問題等から、身のうえ相談的なものまで多種多様にわたっているが、これらの相談に

対し、人権擁護機関は、その解決のため適切な助言を行なうほか、事案によっては法律扶助協会や婦人相談所等他の機関への紹介も行なっている。なお、相談事件のうちで、売春強制、人身拘束等人権侵犯の疑いのある事案についてはこれを「人権侵犯事件」に切り替えて立件し調査処理している。

3. 人権侵犯事件としての売春および人身売買問題

人権擁護機関は、新聞、ラジオ等からの情報、被害者らからの申告その他により、人権侵犯の疑いのある事案を認知したときは、これを「人権侵犯事件」として立件し調査する。調査の結果、人権侵犯の事実が認められたときは、人権擁護機関は事案の軽重あるいは情状等からみて、特段の処置をとる必要がない場合（「処置猶予」）を除き、検察官等への「告発」、関係官公署等への侵犯事実の「通告」、侵犯者またはその監督者に対する「勧告」（文書）、「説示」（口頭）、助言または他機関への紹介、あつせん等の方法による被害者に対する「援助」、侵害を除去するための「排除措置」等、当該事案に即して最も適切な処理を行なっている。

昭和34年ないし昭和43年までの売春および人身売買に関連する人権侵犯事件の受理および処理状況は第29表のとおりであるが、この数年間の事件数は、横ばい状態にある。

第29表 売春および人身売買関係人権侵犯事件統計表

年次	受 理	処 理								合 計	未 済
		通告	勧告	説示	援助	排除措置	処置猶予	非該当	その他		
昭和34年	(9,090) 47	5			3		36	12	10	(9,079) 66	(1,459) 18
35	(8,741) 29	2			2		12	5	4	(8,577) 25	(1,623) 22
36	(7,087) 27			1	6	6	10	3	11	(6,718) 37	(1,992) 12
37	(6,131) 15			3	1	8	2	1	1	(6,641) 16	(1,482) 11
38	(5,578) 13			1	1	2	2	5	4	(5,499) 15	(1,561) 9
39	(6,977) 5			5				3	3	(6,603) 11	(1,935) 3
40	(6,984) 2			1			1			(6,929) 2	(1,990) 3
41	(8,746) 4			1				2		(8,374) 3	(2,362) 4
42	(9,148) 5			2		2			2	(8,912) 6	(2,598) 3
43	(9,657) 3			2				1		(9,665) 3	(2,590) 3

(注) かつこ内は全事件数である。

第4節 婦人補導院

1. 設置のいきさつ

当初、昭和31年5月に売春防止法が公布されたときには、同法中には、補導処分に関する規定は設けられていなかった。しかしながら、売春婦の更生ならびに売春防止の措置として、保安処分を採用すべきだという意見は、決して公布以後に起つたものではなく、ことに、参議院の法務委員会では、売春防止法が参議院を通過するに際して、保安処分に関する規定を設けることについて検討するよう付帯決議を行なっている。

そこで政府は、具体的な方策に関し売春対策審議会に諮問し、その答申をうけて売春防止法の一部が改正され、新たに保安処分としての補導処分の制度が設けられ、また婦人補導院法も成立して、婦人補導院が昭和33年5月15日に法務省矯正局所掌の矯正施設として誕生した。

婦人補導院は、収容のために裁判手続を必要とする点で同じく売春を行なうおそれのある女子を収容する施設であつても、厚生省所管のもとに地方公共団体または社会福祉法人が設置する婦人保護施設とは全く性質を異にしている。

2. 施設の状況

婦人補導院は全国に3カ所おかれることになり、発足当初しばらくは暫定的に女子刑務所（栃木、和歌山、麓）の一部に分院として婦人寮を設けて収容していたが、現在、東京婦人補導院が東京都府中市に、大阪婦人補導院が堺市に、福岡婦人補導院が福岡市にある。収容定員は東京99人、大阪95人、福岡82人、計276人である。

発足当時の職員定員は、三施設とも各25名であつたが、その後の収容状況等にかんがみ、現在、東京29人、大阪25人、福岡19人となつている。いずれも院長のもとに、庶務課、補導課および医務課がおかれている。

3. 収容の状況

(1) 収容人員

開設以来の収容状況の推移をながめると、当初は収容者数は次第に増加し、昭和35年後半から36年にかけてピークに達している。ところが、その後はまた逆に収容者数は減少する傾向を見せはじめ、とくに昭和42年以降急減しており、1日平均収容人員は100名を割っている。

第30表 婦人補導院の新収容・出院1日平均収容人員累年比較

人員 \ 年次	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
新収容者数	96	278	408	396	331	248	248	253	231	150	123
出院者数	23	159	379	398	352	287	224	253	247	201	132
1日平均収容人員	42	101	186	197	167	130	117	128	117	89	63

(2) 在院期間

補導処分の言渡を受けた売春婦女は、婦人補導院に収容されるが、その期間は6カ月以内とされている。6カ月では短かすぎて効果的な補導を行なうことができないから、期間を延長すべきであるという意見が一部にあるが、対象となる婦女の質からみて、期間を延長することによつて補導の効果を挙げうるかどうか、また再犯を防止し、その更生を確保するための最良のきめ手であるかどうかという疑問もある。

(3) 在院者の性状

在院者の入院時の年齢は、第31表の示すとおりであつて、昭和43年では25才～29才の年齢段階の者が最も多く、ついで35才～39才と30才～34才、20才～24才の順となつており、この傾向は、年次によつて大きく変化することはない。

なお、売春経歴についても、第32表のとおりで長期の者がかなり多い。

第31表 婦人補導院入院時の年齢

種別 \ 年次	総数	20才 ～24才	25才 ～29才	30才 ～34才	35才 ～39才	40才 ～44才	45才 ～49才	50才以上
35年	408	110	116	74	46	32	19	11
36	396	100	102	77	61	29	19	8
37	331	61	102	76	47	33	6	6
38	248	27	67	60	44	28	12	10
39	248	42	64	46	42	28	19	7
40	253	39	67	44	47	30	18	8
41	231	32	42	54	49	28	11	15
42	150	21	29	35	25	26	5	9
43	123	21	26	23	24	15	8	6

第32表 婦人補導院新収容者の売春経験年数別人員

種別 年次	総数	1年未満	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	20年以上	不詳
35年	408	25	193	130	38	10	10	2
36	396	19	179	125	52	13	8	0
37	331	8	131	132	48	5	5	2
38	248	8	89	93	42	7	8	1
39	248	4	114	68	37	18	6	1
40	253	10	86	86	37	22	7	5
41	231	14	97	62	38	13	1	6
42	150	12	69	42	14	8	2	3
43	123	7	59	35	11	8	3	0

婦人補導院には、売春婦の中でも最も程度が低いとされる街娼が主として収容されている。婦人補導院の設置が計画された当時から、収容者の多くが知能とか精神面になんらかの欠陥があつたり、または性病等の疾病にかかっているであろうと予想されていたが、第33表、第34表、第35表の示すとおり、資質の劣る者が多い。

たとえば、昭和43年中の新収容者について検討してみると「知能指数」では限界以下（79以下）の者が実に84%を占めている。「精神状況」についても、正常および準正常と診断された者は49%と全体の半数に満たない。また「疾病状況」は性病だけをとりあげても43%と高い罹患率を示している。

第33表 婦人補導院新収容者の知能指数別人員

種別 年次	総数	40以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100以上	テスト不能	未検査
35年	408	75	78	74	75	61	23	16	5	1
36	396	47	67	74	80	72	31	21	4	0
37	331	39	45	57	94	48	24	18	6	0
38	248	24	33	60	50	40	25	14	2	0
39	248	31	30	76	49	35	11	14	2	0
40	253	35	37	76	49	30	13	6	7	0
41	231	56	37	43	43	33	9	6	4	0
42	150	31	21	33	30	16	9	2	8	0
43	123	18	24	44	17	9	5	1	5	0

第34表 婦人補導院新収容者の精神診断別人員

種別 年次	総 数	正 常	準正常	精神病 傾向 精 神 病 質	精神病質	精神病	精神薄弱	不 詳
35年	408	81	91	13	1	3	217	2
36	396	50	143	21	4	8	170	0
37	331	14	165	14	5	5	127	0
38	248	8	139	12	6	2	81	0
39	248	4	133	7	3	5	96	0
40	253	11	114	19	9	1	98	0
41	231	2	122	13	1	2	91	0
42	150	3	65	6	3	0	73	0
43	123	1	59	7	4	0	51	1

第35表 婦人補導院新収容者の入院時傷病の有無別人員

人員 年次	総 数	性 病	その他の傷病	検 査 中	な し
35年	408	121	76	8	203
36	396	148	113	11	124
37	331	95	74	2	160
38	248	88	64	6	90
39	248	96	44	3	105
40	253	106	35	4	108
41	247	104	38	0	105
42	201	76	55	0	70
43	132	57	37	0	38

なお、昭和43年における新収容者の売春の動機は第36表のとおりであつた。

第36表 新収容者の売春の動機

昭和43年

総 数	家に 出困 して 生活	生 活 苦	家族 の病 気	は育 つた ため 養 育 費 が 多 い	友人 等 の 誘 惑	虚利 心 又 は 栄 耀 心	だ ま さ れ て	強 い ら れ て	や け に な つ	遊 飲 店 等 に 特 売	怠 惰	不 詳
123 (100%)	5 (4)	42 (35)	5 (4)	21 (17)	10 (8)	3 (2)	4 (3)	1 (1)	4 (3)	17 (14)	11 (9)	

4. 補導目的および内容

前述したとおり、彼女たちの大半が精神薄弱またはこれに近い者で、自堕落であるとか、あるいはヒモといわれる男から縁が切れなくて、売春から足を洗えない人たちである。従つて、この人たちを更生させるには、ヒモ等の悪因縁を絶ち切り保護するため、規律ある新しい環境に移すことが必要となつてくる。つまり、社会の悪影響から本人を保護することも目的としているのである。

補導院では規律ある院生活のもとで、正常な社会生活が営まれるよう、生活指導および職業補導を行ない、また医療を施している（婦人補導院法第2条第1項）。

まず、収容者は入院するとすぐ環境調査、身上調査、知能テストや行状観察疾病の有無の診断等20日間ぐらいにわたつて分類調査を実施し、この調査にのつとり、個人差に応じてそれぞれもつともふさわしい補導を行なうのである。

(1) 生活指導

補導の一つとして、在院者を社会生活に適応させるために必要欠くことができないものに生活指導がある。日課による規律正しい生活を中核として、日常生活の基本的行動様式を指導訓練し、まず人間としての自覚、とくに性道徳を自覚させ、家事、保健、その他女子に必要な知識または技能を教え、ラジオ、テレビの聴取やスポーツその他各種レクリエーション等を通じて正常な生活態度を身につけるよう指導している。夜間のクラブ活動として、習字、珠算教室等も実施している。

参考 補 導 日 課 表 (福岡婦人補導院の例)	
午前	午後
6:00 起床・整容・洗面(休日6:30)	12:00~1:00 昼食・休憩
6:15 朝の挨拶・清掃	1:00~4:30 職業補導
7:00~7:20 朝食	2:00~2:30 医療
7:30~8:20 洗濯・ガラス拭き・読書自習	4:30~5:00 レクリエーション
8:30~8:40 朝礼・ラジオ体操	5:00~5:30 夕食
8:40~9:20 学科(社会・国語・算数・家庭)	5:30~8:30 書信・ラジオ・テレビ・身上相談・自己労作(内職)・読書・日誌記入・教養集会
9:30~12:00 職業補導(家事・園芸・洋裁・和裁・手芸等)	8:50 夜の挨拶・就寝準備
	9:00 就寝

洗 髪 毎週 1 回 (土)
入 浴 毎週 2 回 (水・土)

(2) 職業補導

在院中に職業訓練を実施している。現在実施している種目は、家事、園芸、洋裁、和裁、手芸、謄写印刷およびタイプライターの 7 種目で、これと併行して自分たちのための炊事、清掃、看護、洗濯および補綴を行なわせ、家庭の主婦としての教育に資することとしている。

在院者のほとんどが職業経験を有していないので、補導の重点は技能の習得もさることながら、正常な職業生活に馴れさせ、勤労意欲を高めることにおいている。

なお、補導をうけた者には職業補導賞与金が与えられる。昭和 43 年度予算では 1 人当たり 5,100 円 (月額 850 円 × 6 月) が計上されているが、それぞれその技能の成績と、行状をしんじやくして基本賞与金を加減できることとなっている。

(3) 医 療

前述したとおり、婦人補導院に收容される人たちの中には心身障害者が非常に多く、このために泥沼の生活から抜け出せなかつたものも多いと考えられる。更生させるためには、これらの心身の障害を除去することがまず必要で、医療は重要な要素を占めている。また、保健衛生に対する知識、思想の涵養につとめており、とくに性病の恐ろしさを徹底的に教えこむために、スライド等を利用している。

第 37 表 施設別出院者の入院時の傷病と出院時の状況

昭和 43 年

施設名	総数	性病		その他		なし
		治ゆ	未治ゆ	治ゆ	未治ゆ	
東京	58	6	13	8	11	20
大阪	41	8	10	9	6	8
福岡	33	19	1	1	2	10
計	132	33	24	18	19	38

(4) 出院の状況

出院後の生活設計については、入院の当初から本人にその心構えをもたせるようにしているが、在院者の出院時の生活手段の見通しは、第38表の示すように未定のものが少ない。院内の補導のみで充分でなく、帰住地の環境の整備こそたいせつであるので、婦人補導院としては、保護観察所と緊密な連絡をとるとともに、各都道府県等の婦人相談所、婦人相談員、婦人収容保護施設、民生委員による保護更生援助または職業安定所における職業面の援助を受けられるように常に配慮している。

第38表 婦人補導院出院者の予定生活手段格別人員

種別 年次	総 数	家事 手 伝	事に従事 夫のもとで家	女 中	店 員	女 工	炊事婦雑役婦	保護施設に入 り適職に就く	保護者と相談 する	住し相談する 知人のもとに帰	入院加療	そ の 他	未 定
39年	224	26	20	17	3	10	8	26	49	28	7	4	26
40	253	37	24	14	5	15	8	22	77	8	11	4	28
41	247	41	31	10	9	4	17	19	67	14	12	7	16
42	201	21	21	14	4	2	7	29	61	19	3	4	16
43	132	7	17	4	3	4	7	18	28	9	9	2	24

しかしながら、社会悪のぎせい者として転落の道を辿ってきた彼女たちの更生は、第39表および第40表に示すとおり、けわしく容易ならざるものがある。婦人補導院を巣立つ院生たちが1人でも多く立派に更生できるよう、社会の方々からの暖かい手が待ち望まれ、特に、就労について社会一般の支持が切望されている。

第39表 新収容者の入院回数

昭和43年

総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5回以上	小 計
123	75	23	15	6	4	48

第40表 再入院者の再犯期間

昭和43年

総 数	前 出 院 後 再 犯 ま で の 期 間						
	3月未満	6月未満	1年未満	1年6月未満	2年未満	3年未満	3年以上
48	8	11	13	2	4	3	7

第5節 保護観察

1. 売春防止法違反の罪を犯して保護観察に付せられた女子の状況は、第41表のとおりで、総数において昭和37年は36年に比して約10%減、昭和38年は37年に比して約24%減と逐次減少を示したが、それ以後は41年に若干の増加（前年に比して約13%）があつたほか年間約520人前後の横ばい状態である。

なお、昭和42年の総数525人は、保護観察に付された女子総数の約15%に相当する。

第41表 売春防止法違反保護観察対象者新受人員累年比較表

種別	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	計
婦人補導院仮退院者	86	41	26	11	4	6	5	179
保護観察処分少年	174	133	105	106	120	113	104	855
少年院仮退院者	100	94	52	47	48	50	61	452
仮出獄者	34	47	42	36	34	52	48	293
保護観察付刑の執行猶予者	291	313	283	322	312	364	307	2,192
計	685	628	508	522	518	585	525	3,971

2. 婦人補導院在院者の環境調査調整には保護司あるいは保護観察官が婦人補導院から送られてきた身上調査書の内容を参考にしながら、本人の帰住予定地の家庭環境、家族、近隣および友人関係等本人をとりまく環境全般について調査調整を行なうことである。その結果は報告書によって保護観察所長に提出され、保護観察所長は意見を付して仮釈放の審理を行なう地方更生保護委員会に送付する。これは仮釈放の審理の重要な資料となる。

第42表 婦人補導院在院者の環境調査調整の実施状況

年別	受理処理 婦人補導院から身上調査書を受 理した件数	保護観察所長が報告を受けた件数
36年	280 (254)	246
37年	216 (192)	196
38年	189 (178)	162
39年	157 (137)	132
40年	145 (121)	130
41年	108 (95)	97
42年	105 (98)	98
計	1,200 (1,075)	1,061

また、婦人補導院にも送られて処遇の重要な参考ともなる。

(注) 1. 保護統計年報による。
2. 受理欄中()内は新受件数で内数である。

第3章 性病及び麻薬の状況

第1節 性病の現状

1. 概 況

戦後の混乱期にあつた昭和23年の性病届出患者数は梅毒216,617名、りん病219,745名、その他47,460名、総計473,822名に達した。この数字は同年の結核患者363,000名、法定伝染病患者の総数54,000名と比較し、いかに大きなものであつたかがわかる。その後患者数は年々減少を続け、特に昭和32年の売春防止法の制定以降は感染機会の減少もあつてか患者届出数の減少に拍車をかけた観がある。昭和39年には戦後最低の届出数が記録され、梅毒5,540名、りん病4,041名、総性病患者数9,540名となつた。すなわち昭和23年の50分の1になつたわけである。

ところが昭和36年より北九州、四国、広島、大阪、神戸等に早期顕症梅毒が再出現し中部東部日本ではこれよりややおくれ、昭和39年以降東京にも増加がみられているという報告が日本皮膚科学会でなされた。届出患者数から見ても早期顕症梅毒は昭和36年884名を最低に38年1,287名、40年1,470名と総梅毒患者数の増加に先がけて上昇傾向に転じている。特にこの早期顕症梅毒の増加は20才台の男子に著しい。総性病患者数も昭和40年以降増加し昭和42年には梅毒11,755名、りん病11,874名、総計24,125名となり39年の2倍の数となつた。もちろん、この届出数が性病患者の実態をあらわしているとはいえないが、昭和42年の婚姻時と妊娠時の梅毒血清反応検査の結果をみると、陽性率1.1%であり、従つて性病患者は100万人～150万人程度と推定される。

第43表 性病患者届出数（り患率は人口10万対）

年次	総数	梅 毒		淋 病		軟性下かん		その他	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
40年	10,849	6,001	6.1	4,663	4.7	179	0.2	6	0.0
41	18,071	10,821	10.1	6,951	7.0	288	0.3	11	0.0
42	24,125	11,755	11.8	11,874	11.9	490	0.5	6	0.0
43	18,758	8,848	8.8	9,592	9.6	316	0.3	2	0.0

第44表 病型別梅毒患者数

年次	総数	初 期		第 2 期		早期潜伏		後期潜伏		晩 期	
		患者数	総する率 に率 対	患者数	総する率 に率 対	患者数	総する率 に率 対	患者数	総する率 に率 対	患者数	総する率 に率 対
40年	6,001	764	12.7	726	12.1	1,107	18.4	2,236	37.2	593	9.9
41	10,821	1,242	11.5	1,303	12.0	1,852	17.1	3,996	37.0	1,097	10.1
42	11,755	1,005	8.6	1,392	11.8	2,133	18.2	3,912	33.3	1,286	10.9

先 天 性		不 明	
患者数	総する率 に率 対	患者数	総する率 に率 対
567	9.4	8	0.2
941	8.7	390	3.6
1,025	8.7	1,002	8.5

第45表 若年層の早期梅毒患者数

年 次	全梅毒患者数 ①	24才以下梅毒患者数 ②	②/①	24才以下初期梅毒患者数 ③	③/②	24才以下第2期梅毒患者数 ④	④/③
40年	6,001	1,361	22.7	352	25.9	246	18.1
41	10,821	2,320	21.4	566	24.4	421	18.1
42	11,755	2,430	20.7	407	16.7	397	16.3

2. 梅毒血清反応検査

昭和42年中に保健所および代用性病診療所で実施された婚姻時及び妊娠時の血清反応検査の件数はそれぞれ172,353件、609,607件であり、婚姻者数、妊娠者数に対し、各々9%および29%にあたる。

婚姻時の血清反応検査は昭和43年度15%を目標としているが、今後大きく実施率の向上を図らねばならない。特に問題は全国の実施状況に非常に格差があることである。

3. 売いん常習容疑者等の健康診断

届出のあつた患者の疑いがある者、売いん常習容疑者および性病まん延の場

合の健康診断は効果的に実施されなければならないが42年の売いん常習容疑者に対する健康診断実施件数であり内性病にり患している者は1,786名(約30%)である。

第46表 梅毒血清反応検査実施状況

昭和42年

区 分	保 健 所		代用病院・代用診療所		計		
	受診者	陽性者	受診者	陽性者	受診者	陽性者	陽性率
婚姻時の者	105,817	1,150	66,536	715	172,353	1,865	1.1%
妊娠時の者	350,791	3,815	258,816	2,788	609,607	6,603	1.1
売いん常習容疑者	2,838	388	3,421	565	6,259	953	15.2
						(り病を含 む)1,786	(28.5)

第2節 最近の麻薬犯罪

第47表 麻薬事犯送検件数および人員調べ

区分 年次	送 検 件 数	送 検 人 員				ヘロイン 関係人員 (内)	人員比率 (%)	送検人員中	
		総 数	麻 薬 取締法	あへん法	大 麻 取締法			中毒者	再犯者
41	1,973	2,052	974	920	158	33	3.4	223	80
42	1,595	1,661	658	705	298	72	10.9	164	90
43	1,826	1,919	361	1,148	410	27	7.5	77	25

逐年ヘロインなど不正麻薬による事犯の撲滅は多大の成果を収めている。最近3年間の麻薬事犯送検件数等は第47表のとおりであるが、海外の麻薬事情を反映して、わが国に対する密輸攻勢は増加の傾向にあり、また最近大麻吸煙事犯の増大が認められる。従つて水際における検挙と国内の取締りを一層強化し、麻薬禍の復活を防止しなければならない。

売 春 対 策 年 表

本年表は、売春対策の現況（昭和43年5月25日発行）中にある売春対策年表に続くものである。

昭和41年（1966年）

12月28日 財団法人 三悪追放協会が設立された（会長 菅原通済氏）。

昭和42年（1967年）

5月 9日 売春対策審議会幹事会が開催され、「売春白書（仮称）」の編集及び「売春をなくす運動」の実施について協議した。

5月 総理府・法務省・文部省・厚生省・労働省・警察庁及び民間団体主唱の「売春をなくす運動」が、5月24日の売春防止法制定記念日を中心に実施され、全国的に行事が展開された。

5月 警察庁は5月中を「福祉犯取締強化月間」と定め、全国一斉に取締りを実施するとともに、売春少女の実態調査を行なった。期間中3,751人の被疑者を検挙し、被害少年4,643人を救出したが、被疑者の中では風俗営業取締違反が $\frac{1}{3}$ を占め最も多かつた。また、期間中に保護された売春少女は161人であり、暴力団、いわゆるヒモ等に売春を強制された者が圧倒的に多かつた。

5月25日 売春対策審議会総会が開催され、各省庁の42年度売春対策関係予算、三悪追放、性病予防対策について審議した。

6月17日 全国地域婦人団体連合会は42年度総会を神奈川県で開催し、42年度事業計画の1つとして、売春問題へのとりくみを年間運動として行なうことを決めた。

6月19日 売春対策審議会幹事会が開催され、性病予防対策に関する法的問題及び第1小委員会の運営について協議した。

7月26日 名古屋市の覚王山日泰寺で、純潔運動を推進している主婦

	たちの会「清水会」が主催して、「娼婦と戦地慰安婦追悼会」という法要が営まれた。
7月28日	売春対策審議会総会が開催され、性病予防対策（国民総検血に対する立法案等）について審議した。
8月	財団法人三悪追放協会は、準備段階を経て広報活動等の本活動にはいつた。
9月11日	売春対策審議会総会が開催され、性病予防対策について審議した。
10月～ 11月	売春対策審議会委員が各地における売春対策実施状況を視察した。
11月	名古屋市の主婦 小川京子さんが、愛知県の廃娼運動について書いた「石つぶてのなかで——モルフィの廃娼運動」というA5版88ページの本を自費出版した。
11月13日	売春対策審議会総会が開催され、委員の海外事情視察結果報告及び掲制検血立法案についての審議を行なった。
11月25日	三悪追放協会・総理府・厚生省・東京都の主催で、神田共立講堂において、三悪追放中央大会及び講演会が開催された。
12月11日 12日	刑法の全面改正問題について審議している法制審議会の刑事法特別部会（部会長 小野清一郎氏）は、「売春などをさせる目的で誘かいした者を処罰する規定を新設する」（第五小委員会起草）等の答申案について審議した。

昭和43年（1968年）

1月18日	売春対策審議会総会が開催され、会長の米国視察結果及び43年度売春対策関係予算について審議した。
1月19日	佐世保市の外人バーの業者組合が発行していたホステスの従業員証明書に、佐世保市保健所が血液検査ずみの印を押していたことに対し、「国が米兵に対する売春を認めたのも同然だ」との批判が、婦人議員・婦人団体等から起つていたが、厚生省

は「保健所によるこうした証明は米軍側に誤解を与えるおそれがある」として、とりやめるよう指示した。

2月19日 売春対策国民協会（会長 久布白落実氏）は、参議院会館で婦人議員・婦人相談員等の参加により、売春防止法の改正案についての懇談会を開いた。開会中の通常国会に改正案を提出するか、するとしたらその場合理想案を出すか、成立し得る現実的な案を出すかが協議されたが、結論は出ず、引き続き検討することになった。

3月 売春対策審議会編「売春対策の現況」が発刊された。内容は第1章 売春防止法制定の沿革、第2章 売春防止法の概要、第3章 売春対策の経過と現況における問題点、第4章 海外における売春関係法規等である。

5月 6日 売春対策審議会総会が開催され、委員の沖縄視察結果及び「売春をなくす運動」の実施について審議した。

5月 総理府・警察庁・法務省・文部省・厚生省・労働省および民間団体の共同主唱により、売春防止法制定記念日の5月24日を中心に、「売春をなくす運動」が実施された。本年は売春防止法全面施行10周年にあたり、とくに同法の趣旨の普及徹底、安易な離転職による転落防止を重点に、全国的に行事が展開された。

5月・6月 売春対策審議会委員が、仙台、福岡、別府の売春対策実施状況を視察した。

山形県余目町の純農村地帯に突如トルコぶろが建設、営業されることになり、地元では風紀が乱れるとあげて反対運動に乗りだし、余目連合婦人会は5月9日知事に陳情する一方署名運動をすすめ、各方面に反響を呼んだ。余目町議会では、5月27日、トルコぶろから200M以内にある遊園地を町営に移管し児童福祉施設の認可申請を県知事宛提出することを決議した。6月10日、県では余目町から出されていた同申請を認可した。

	ため、トルコぶろとしての営業はできなくなった。
6月 5日	三悪追放協会は、広島市元安川畔に「純血之塔」を建設し、除幕式を行なった。
6月19日 20日	日本基督教婦人矯風会は大阪で全国大会を開催し、厚生大臣宛、血液検査実施についての要望書を提出することを決めた。
10月11日	売春対策審議会総会が開催され、44年度売春対策関係予算要求状況、各地における売春の近況、トルコ風呂に対する規制の強化、赤線復活論の台頭、婦人補導院の定員充足、薬物乱用の規制等について審議した。
10月18日	日本基督教婦人矯風会は、沖縄の売春問題の実態にかんがみ、日本政府に対して「売春をうむ原因の排除につとめ、社会福祉面での援助を行なうよう」、また、琉球政府に対して、「早急に売春を取締る法律を制定施行するよう」、それぞれ要望書を提出した。
10月19日	三悪追放協会・総理府・厚生省の主催による「三悪追放と映画のつどい」が、神田共立講堂で開かれた。
11月11日	売春対策審議会委員が、婦人補導院を視察した。
11月20日	売春対策審議会委員が、広島の売春対策の状況を事情聴取した。
11月23日	売春対策審議会委員の任期が満了した。

昭和44年 (1969年)

1月25日	日本基督教婦人矯風会は、沖縄の立法院議員に対し、売春取締りの法制化に関する要望書を提出した。
2月 1日	売春対策審議会委員として、管原通済、瀬川八十雄、竹内勝、若林清の各氏が再任され、新たに小川太郎氏が任命された。
2月24日	売春対策審議会幹事会が開催され、昭和44年度売春対策関係予算及び44年度行事予定について協議した。

2月25日	売春対策国民協会（会長 久布白落実 氏）は、参議員会館で婦人議員、婦人相談員等の参加により今後の婦人保護対策をいかにすべきかについて懇談した。
3月10日 13日	売春対策審議会委員 瀬川八十雄 氏が、大阪、和歌山の売春対策の実施状況を視察調査した。
4月 1日	売春対策審議会委員として、大浜英子・古谷糸子の各氏が新たに任命された。
4月 2日	日本基督教婦人矯風会は、関係機関に対し、トルコ風呂の規制について要望書を提出した。
4月 2日 3日	売春対策審議会委員 瀬川八十雄 氏が、兵庫の売春対策の実施状況を視察調査した。
4月 7日	売春対策審議会幹事会が開催され、売春をなくす運動及び44年度予定行事について協議した。
4月11日	売春対策審議会総会が開催された。 (1) 各委員の互選により、会長に管原通済氏、副会長に大浜英子氏が選出された。 (2) 昭和44年度売春対策関係予算及び最近の売春対策の状況について各省庁の説明があつた。 (3) 売春対策審議会委員の大阪、神戸、和歌山の売春等事情視察結果について報告された。

GAa1/1

8-5-81



女性と仕事の未来館



01078410